

調布市景観条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○調布市景観条例 平成25年 3 月27日 条例第 7 号 (届出対象行為等) 第10条 景観計画区域内において、法第16条第 1 項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 2 法第16条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第48号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆積 3 法第16条 <u>第 8 項第12号</u>に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (2) 農業を営むために行う土地の形質の変更 (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの ア 農業を営むために行うもの イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの (4) 法以外の法令等の規定により、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講ぜられるものとして規則で定めるもの	○調布市景観条例 平成25年 3 月27日 条例第 7 号 (届出対象行為等) 第10条 景観計画区域内において、法第16条第 1 項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 2 法第16条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第48号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆積 3 法第16条 <u>第 7 項第11号</u>に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (2) 農業を営むために行う土地の形質の変更 (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの ア 農業を営むために行うもの イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの (4) 法以外の法令等の規定により、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講ぜられるものとして規則で定めるもの

改正後	改正前
(5) 法第16条第1項各号に掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物（建築物を除く。以下同じ。）に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの 4 前項第5号に規定する規則で定める工作物及び規則で定める規模は、重点地区及び推進地区ごとに定めることができるものとする。	(5) 法第16条第1項各号に掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物（建築物を除く。以下同じ。）に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの 4 前項第5号に規定する規則で定める工作物及び規則で定める規模は、重点地区及び推進地区ごとに定めることができるものとする。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。